

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市協賛取扱基準

1 趣 旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市協賛取扱要項（以下「要項」という。）第8項の規定に基づき、協賛の謝意及び協賛の表示について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
		感謝状	贈呈式	
企業・ 団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	10万円未満	礼 状	郵 送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼 状	郵 送	—

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書 等	協賛物品	愛称等を使用 したフレーズ
企業・ 団体	10万円以上	協賛者バナー貼 付、写真及び記事 掲載	協賛者 名掲載	掲載可能物 品全てに協 賛者名掲載	○
	10万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真及び記事掲載			
	5万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、上記に準じて評価する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇は、 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会

佐野市開催 { を応援しています。
の協賛企業です。
〇〇競技会を応援しています。
〇〇競技会の協賛企業です。 }